

平成 28 年 10 月 31 日

労働災害防止団体 御中

神奈川労働局労働基準部監督課長

平成 28 年度過労死等防止の取組に係るパンフレット及び
リーフレットの送付について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で、神奈川労働局長から長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請をさせていただいたところです。

この一連の取組として、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、過労死等防止啓発月間である 11 月を、「過重労働解消キャンペーん期間」とし、

- (1) 長時間労働の抑制
- (2) 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底
- (4) 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとしております。

つきましては、過労死等防止の取組に係るパンフレット及びリーフレットを送付させていただきますので、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、長時間労働の抑制等の過重労働解消に向けた取組の促進に向けて、貴団体の会員事業場に対する周知広報等について御協力くださるようお願いいたします。

[担当 労働基準部監督課]

045-211-7351